

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する

協力協定書

山形県鶴岡市

山形三菱自動車販売株式会社

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県鶴岡市(以下「鶴岡市」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は鶴岡市内で自然災害や大規模停電、その他市民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において鶴岡市が、山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 鶴岡市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(協力要請方法)

第3条 鶴岡市は、山形三菱に協力要請するときは、協力要請書(様式第1号)を山形三菱に提出するものとする。

2 鶴岡市は、災害等に対応するため速やかに協力要請をする必要があるときは、前項の規定によらず、次の各号に掲げる事項を口頭で連絡することにより、山形三菱に協力要請をすることができる。ただし、鶴岡市は口頭で協力要請をしたときは当該要求と同様の内容を記載した協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 山形三菱は、鶴岡市からの協力要請があった場合、速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で鶴岡市に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 鶴岡市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。

4 引渡しの日時は鶴岡市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 鶴岡市は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 鶴岡市内において使用する。ただし、災害等に対応するために移動する場合はこの限りではない。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(賠償および保険)

第6条 車両及び給電装置の使用申中又は協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、鶴岡市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 前号の場合において、鶴岡市が賠償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。
ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、鶴岡市が負担するものとする。
- (3) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
- (4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については鶴岡市及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、第3条第1項の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は実績報告書(様式第2号)を鶴岡市に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は鶴岡市の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、鶴岡市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として鶴岡市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 鶴岡市は、第8条ただし書の費用について山形三菱から請求があったときは遅滞なくこれを山形三菱に支払うものとする。

(通知)

第11条 鶴岡市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、鶴岡市及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに鶴岡市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、鶴岡市及び山形三菱が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月22日

鶴岡市

山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長

皆川



山形三菱

山形県山形市五十鈴三丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

小野勉

